

【第23回大阪市大規模小売店舗立地審議会議事要旨】

日 時 平成17年10月11日(火) 午前10時
場 所 大阪キャッスルホテル
出席委員 平松委員、塚口委員、小谷委員、加藤委員、難波委員、和久井委員
議 事

(1) 審議案件

大規模小売店舗立地法に基づく、以下の新設届出4件、変更届出5件の計9件について審議を行った。

- ・ 「(仮称)イオン東住吉ショッピングセンター」[新設]
- ・ 「(仮称)ホームセンターコーナン春日出店」[新設]
- ・ 「(仮称)ニトリ大阪西成店」[新設]
- ・ 「(仮称)万代南住吉店」[新設]
- ・ 「ライフ江口店」[変更:営業時間]
- ・ 「イズミヤ淡路店」[変更:営業時間]
- ・ 「ライフ深江橋店」[変更:営業時間]
- ・ 「関西スーパー内代店」[変更:営業時間]
- ・ 「関西スーパー蒲生店」[変更:営業時間]

(2) 審議結果概要

「(仮称)イオン東住吉ショッピングセンター」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・ 住民の方々が懸念されているような状況が生じた場合には、地元や関係機関と協議するなど、速やかに適切な処置を講ずる必要がある。
- ・ 深夜営業に際しては、交通・騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は、交通・騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても自主的な配慮に努めるよう要望する。

「(仮称)ホームセンターコーナン春日出店」

審議会としては届出内容を交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法や指針に照らしたところ、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・当該店舗の設置者は、来店経路に国道43号線を経由せざるを得ない立地状況を認識し、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・店舗出入口等に交通整理員の配置を行うとともに、来退店経路の周知徹底を図ることなどにより円滑な交通の確保や交通安全に努める必要がある。
- ・住民の方々が懸念されているような状況が生じた場合には、地元や関係機関と協議するなど、速やかに適切な処置を講ずる必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通・騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は、交通・騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても自主的な配慮に努めるよう要望する。

「（仮称）ニトリ大阪西成店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。

「（仮称）万代南住吉店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・当該地域が第一種住居地域であることに鑑み、騒音や交通経路など、周辺地域の住環境に特に配慮する必要がある。
- ・住民の方々が懸念されているような状況が生じた場合には、地元や関係機関と協議するなど、速やかに適切な処置を講ずる必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通・騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は、交通・騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても自主的な配慮に努めるよう要望する。

「ライフ江口店、イズミヤ淡路店、ライフ深江橋店、関西スーパー内代店、

関西スーパー蒲生店」

審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

〔審議会委員からの主な指摘事項〕

- ・変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして店舗の維持・運営を行う必要がある。
- ・深夜営業に際しては、交通・騒音その他予測し得ない生活環境面での様々な影響が生じる可能性があるため、設置者は交通・騒音等の対策をはじめ犯罪や非行の防止等においても自主的な配慮に努めるよう要望する。

【問い合わせ先】 大阪市経済局産業振興部商業振興課
(電話)06-6208-8967